

# 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）

- 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付。

## 農業次世代人材投資事業（準備型）

次世代を担う農業者となることを目指し、県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、都道府県等を通じて、年間150万円を最長2年間交付。

## 主な見直し・拡充事項

- 研修終了後、独立・自営就農する場合は就農から5年以内に認定新規就農者等になることを要件化
- 国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は、交付期間を1年間延長  
(いずれも29年度新規採択者から適用)

## 農業次世代人材投資事業（経営開始型）

次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置付けられ、原則として45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、市町村を通じて、年間最大150万円を最長5年間交付。

※ 前年の所得に応じ、交付金額を変動

前年の所得が100万円未満

→ 交付金額は150万円/年

前年の所得が100万円以上350万円未満

→ 交付金額は変動

交付金額 = (350万円 - 前年の所得) × 3/5

## 主な見直し・拡充事項

- 交付終了後は、交付期間と同期間営農を継続することを要件化
- 市町村段階に経営・技術、資金、農地のそれぞれに対応するサポート体制を強化
- 交付3年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い、支援方針を決定
- 早期に経営確立し、事業を卒業する者に対し、資金に代えてさらなる経営発展に繋がる取組を支援 (29年度新規採択者から適用)

# 農業次世代人材投資事業（準備型）の資金交付要件

○ 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付。

1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること

2 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農(\*)を目指すこと

※ 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は法人の共同経営者になること

・平成29年度新規交付対象者から、独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること

3 研修計画が以下の基準に適合していること

① 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること

※ 既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象

② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと

a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること

b. 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者）ではないこと

c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を締結していないこと

4 常勤の雇用契約を締結していないこと

5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと

6 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

## 交付対象の特例

29年度の新規交付対象者から、国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する。

## 返 還

1 適切な研修を行っていない場合

・交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合

2 研修終了後※1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合

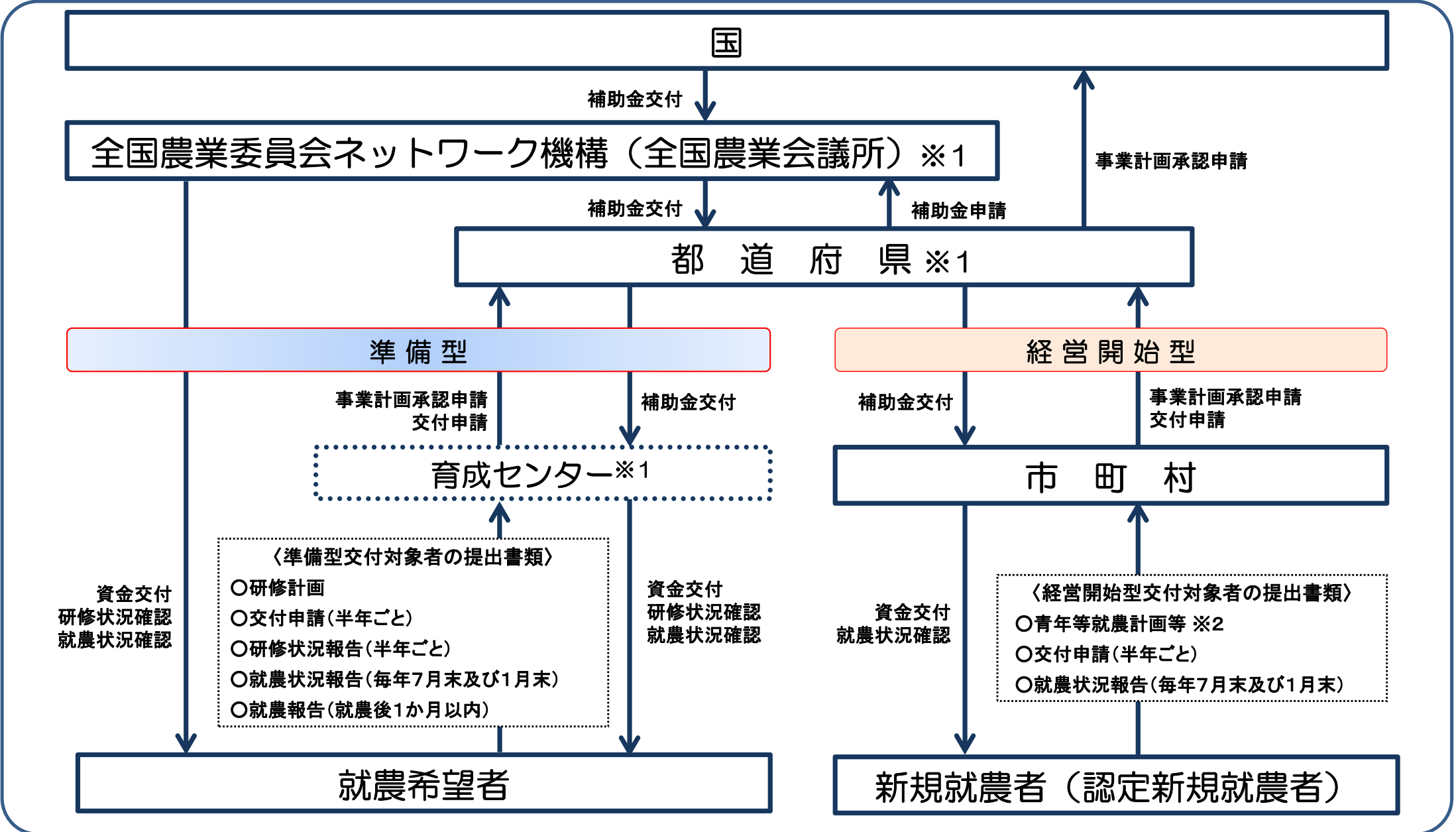
※ 準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合（原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの）は、その研修終了後。

3 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合

4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合

5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

# ○ 農業次世代人材投資事業の実施体制・手続



※1 準備型は都道府県または青年農業者等育成センターどちらかが交付する。（所在する都道府県での就農を基本としていない教育機関で研修を受ける者に対しては全国農業委員会ネットワーク機構（全国農業会議所）から交付することができる。この場合、研修後の就農状況は、全国農業委員会ネットワーク機構（全国農業会議所）と就農先の都道府県が協力して確認する。）

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料を添付したもの